報告第１３号

平成２９年度守谷市健全化判断比率の報告について

平成２９年度守谷市健全化判断比率について，本市監査委員の審査を経たところ別紙審査意見書のとおりにつき，地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により，下記のとおり報告します。

平成３０年 ８ 月３０日　報　　告

守谷市長　松　丸　修　久

（単位　％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ （１３．０１）	－ （１８．０１）	４．９ （２５．０）	－ （３５０．０）

備考

１　実質赤字額，連結実質赤字額がないため，それぞれの比率には「－」を記載した。また，将来負担比率については，将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回り比率が算定されないため「－」を記載した。

２　当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載した。

報 告	頁 数
13 号	1

守 監 発 第 9 号
平成３０年 8 月 8 日

守谷市長　　松 丸 修 久　　様

守谷市監査委員　田 向 節 三

守谷市監査委員　川 名 敏 子

平成２９年度守谷市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により審査に付された平成２９年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので，次のとおり審査意見を提出します。

報 告	頁 数
13号	2

平成２９年度守谷市財政健全化審査意見書

１　審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　審査の期間

平成３０年７月２６日から平成３０年８月８日まで

３　審査の方法

財政健全化審査に当たっては，平成２９年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が，適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４　審査の結果

（１） 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成29年度	早期健全化基準	備　　考
① 実質赤字比率	―	13.01%	黒字につき比率なし
② 連結実質赤字比率	―	18.01%	黒字につき比率なし
③ 実質公債費比率	4.9%	25.0 %	
④ 将来負担比率	―	350.0 %	実質的な将来負担額なし

備考：　「―」は該当なし

報 告	頁 数
13 号	3

（２）個別意見

①　実質赤字比率について

平成２９年度の実質収支は黒字であるため，当該比率の値はない。

②　連結実質赤字比率について

平成２９年度の連結実質収支は黒字であるため，当該比率の値はない。

③　実質公債費比率について

平成２９年度の実質公債費比率は４．９％となっており，早期健全化基準の２５．０％と比較すると，これを下回り良好な状態である。

④　将来負担比率について

平成２９年度の将来負担比率は，実質的な将来負担額が発生しないため，当該比率の値はない。

これは，地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額の減少，財政調整基金等により，充当可能財源等が将来負担額を上回っていることによるもので，良好な財政状態である。

（３）是正改善を要する事項

特にない。